

# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨

国は、平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）を制定し、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であり、食育は、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育ていく基礎となるものとしています。約15年にわたり、日常生活の基盤である家庭を中心として多様な関係機関・団体等が食育を主体的に推進してきました。

下関市では、平成20年3月に「下関ぶちうま食育プラン」（以下「第1次計画」という。）、平成25年3月に「第2次下関ぶちうま食育プラン」（以下「第2次計画」という。）、平成30年3月に「第3次下関ぶちうま食育プラン」（以下「第3次計画」という。）を策定し、健康、教育、環境、産業に関する分野において家庭、園・学校、企業、流通・販売者、生産者、ボランティア等の地域、行政が連携・協働しながら食育の推進に取り組んできました。

しかしながら、食をめぐる環境は大きく変化しており、人口減少・少子高齢化の進行や健康寿命の延伸、生活習慣病予防などが引き続きの課題であり、食に関する価値観や暮らしの多様化により食を通じたコミュニケーションの減少、次世代へ受け継がれるべき食の知識や食文化の衰退、食品廃棄による環境への負荷など、様々な課題を抱えています。

「食」は生命の<sup>いのち</sup>基本であり、生きる力の源です。わたしたち市民一人ひとりが自らの健康や健全な食生活について今一度考え、自分のライフスタイルに合わせた望ましい食習慣の実践や環境に配慮した食行動、食に関する感謝の念や理解を深める等のさらなる取組が必要です。

そこで、第3次計画を見直し、引き続き市民一丸となって食育の輪を広げていけるよう、「第4次下関ぶちうま食育プラン」（以下「第4次計画」という。）を策定し、地域や社会全体で食育を支える仕組みづくりをはじめ、市民運動としての食育を総合的・計画的に推進します。

**第1次計画**  
平成20年度～平成24年度

**目指す姿**

みんなで元気をいただきます  
～育もう 豊かな食文化～

**第2次計画**  
平成25年度～平成29年度

**目指す姿**

いのちを考え、「生きる力」を  
育む財産づくり

**第3次計画**  
平成30年度～令和4年度

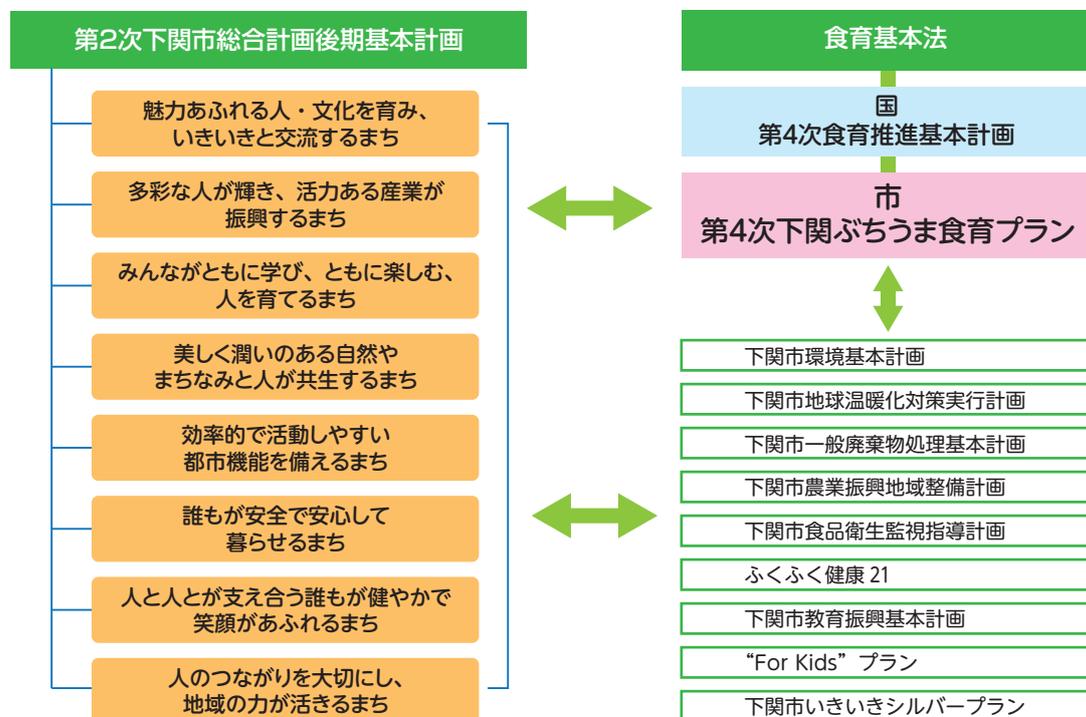
**目指す姿**

つながろう！つなげよう！  
財産づくりの大きな“わ”



## 2 位置づけ

この計画は、食育基本法第18条第1項に規定された「市町村食育推進計画」として位置づけられるとともに、第2次下関市総合計画におけるまちづくりの将来像の実現を目指して、そのほか関連する計画との整合性を図りながら、食育を具体的に推進するための行動計画です。



## 3 期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画の見直しが必要な場合は、期間中においても検討します。

## 4 策定体制

食に関する学識経験者、関係機関・団体等様々な委員で構成される「下関市食育推進会議」及び行政の担当課からなる「庁内関係課連絡会議（庁内ワーキンググループ）」を経て策定しました。

